

○経済産業省告示第 号

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十三条第三項及び第二十六条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第四百七十三号（特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入